

平成28年度 茨城県中学校体育連盟剣道専門部申し合わせ事項

申し合わせ事項は「剣道試合・審判規則第1条」に基づくものであり、規定外の事態は一般社会の常識で判断するものである。

【剣道試合・審判規則、剣道試合・審判細則に関わる点】

- 1 開始線の位置
中心×より均等の位置 140cmに表示する。
- 2 竹刀について
平成10年11月2日（全日本剣道連盟407号通達）の「竹刀の重量下限値改訂および、先革先端部最小値の規定について」を適用する。つばは、皮色がのぞましい。
また、柄にトンボ柄や樹脂付き等の加工が施されているものは使用できない。
- 3 剣道具、服装
審判員の判断の妨げになるような剣道具、及び剣道着・袴への校名・校章等の刺繍（大きさ・色など）は、華美にならないように配慮する。アイガード、ポリカーボネート樹脂積層板装着面の使用を認める。
- 4 サポーター等
サポーター、テーピング、足袋の使用については、医療上必要な場合のみ認める。使用する際は、所定の用紙を使い、会場係主任に申し出て許可を得ること。（ただし、剣道用サポーター及び足袋以外の使用や、あとから革・ゴム等を貼りつけたものを使用することはできない）
- 5 つば競り合いについて
 - (1) 正しいつば競り合いの指導の徹底を図る。
 - (2) 膠着とは、互いに相手の手の内を探るうちに時間ばかりが過ぎ技が出せない状態のことである。したがって、膠着状態を安易に判断しないこと、つば競り合いの攻防を大切に考える。
 - (3) 「分かれ」の宣告後は、直ちに両者の剣先が10cm程度離れるまで分かれさせ、「始め」までに時間を空費しない。
- 6 つば競り合いでの「反則」の判断について
規則17条の7号、細則16条の禁止事項を基準とし、「4. 相手の肩に故意に竹刀をかける。」「6. 故意に時間を空費する。」「7. 不当なつば競り合いおよび打突をする。」があった場合は、合議の上反則とする。
- 7 主審の宣告
反則の宣告は、「第3章第37条、とくに宣告に際し必要とする場合は、その理由をのべることができる」を教育的配慮により適宜適用する。その際、表示後、先に理由を選手に伝え、その後反則の宣告をする。
- 8 公正を害する行為
「変形な構え（左拳を概ね目線より上にして、面・右小手・右胴を同時に防御する形）等の防御姿勢」をとった場合は、1回目は合議の上、「指導」、2回目以降は「合議」の上、「反則」とする。
- 9 その他
 - (1) 表示と異なる選手が試合を行った場合、その選手のポジションは、既得本数も認めず、相手に2本を与え負けとする。それ以降の勝ち上がった試合については出場を認める。ただし、試合成立後はいかなる場合も異議の申し立ては受け付けない。試合成立とは、団体戦は団体の礼、個人戦は個人の礼終了時とする。

【剣道試合運営・審判員要領に関わる点】

1 団体戦のチーム編成について

(1) チームの編成は、監督・選手5名・補員2名とする。(選手が3名以上であれば出場を認める)。

① 選手が4名の場合は、次鋒を抜く。

② 選手が3名の場合は、次鋒・副将を抜く。

(2) 登録選手が5名または4名のチームが、大会が始まってから、負傷等により試合が継続できなくなった場合には、オーダーはそのまま、その選手が棄権となる。

(3) 登録選手の変更・補充は、原則として認めない。ただし、事故等やむをえない理由により、登録外の選手を出場させる場合には、学校長の承認願(様式不問)を監督会議で提出し、審判長の許可を得て、出場させる。

2 上段について

上段はとらせない。隻腕についてはその都度協議する。

3 二刀について

使用させない。

4 片手打ち

有効打突としない。

5 突き技

禁止とし反則とすることもある。(技としては反則)

6 面について

面紐の長さは、面を着けたときに結び目から40cm以内になるようにし、長いものは監督の責任で調節する。また、黒塗りの面金や通常の配色でない面の使用を禁止する。

7 審判員の任務

任務の第一を、有効打突の判定におく。反則事項にとらわれて有効打突を見逃すことのないように、十分に研修を行うこと。

[その他の点]

1 竹刀の検量

竹刀は、事前に各自で十分に点検・整備をし、学校名・氏名を明記した竹刀を検量に出し、不合格にならないように注意すること。不正竹刀を使用した場合は、その試合は既得本数を取り消し相手に2本与え負けとする。その後の試合については、故意による不正でない限り出場を認める。(教育的配慮)

2 選手席について

団体戦においては、監督・選手ともに選手席に着座する。先鋒戦・大将戦では監督・選手ともに正座をする。個人戦においての、監督も同じとする。

3 写真撮影

試合者、審判員の妨げになるので、フラッシュを使つての写真撮影はしないこと。

4 応援について

(1) 応援は観客席で行い、拍手で応援する。(選手、監督、補員、審判員、来賓、大会役員、係員以外の者は、観客席で応援する)

(2) 応援旗、部旗等の掲揚はしない。

5 監督の服装について

審判員に準ずる。

6 外部指導者のベンチ入りについて

学校の事情により、申込書に明記された外部指導者が監督を行うことができる。ただし、選手席に座る監督は1名とする。服装は、審判員に準ずるが、原則として審判員の依頼はしない。

7 個人戦について

関東大会では、登録個人戦選手の変更が認められるため(期日指定あり)、県大会後何らかの理由により関東大会出場選手が辞退した場合は、次点として5位の選手に出場権を与える。なお、5位の順序は、予選時に上位の選手に負けた選手を上とする。

＜公正を害する行為＞

- ・「変形な構え等の防御姿勢」をとった場合は、1回目は「合議」の上、「指導」、2回目以降は「合議」の上、「反則」とする。

変形な構えについての共通理解事項 (平成24年度作成：日本中学校体育連盟剣道競技部)

- (1) 「変形な構え」とは
左拳を概ね目線より上にして、面・右小手・右胴を同時に防御する形をいう。
- (2) 「指導・反則」をとらない場合
 - ・中段の構え等からの「応じ技」途中の姿勢
 - ・鏝競り合いや体当たりでの「身体的圧迫」及び「攻め」による一瞬の崩れ
- (3) 見極めの留意事項
 - ・「変形な構え」に近い形が認められても左拳の高さが目線に達していない場合が多いので、左拳の位置を確認の基準にする。
 - ・「変形な構え」で相手の打ちを待つ状態が確認された場合は、後から技が出て「応じ技」途中の姿勢とは判断しない。

★見極めのポイント ～H25.2.23茨城県中学校剣道審判講習会より～

現象面だけで判断せず、試合の流れや状況、試合者の立場に立って見極める

【指導・反則の宣告方法】

◇主審が合議をかける（主審の先決事項）

- (1) 「指導」をとる場合

主審は選手を開始線に戻し「指導」をとる選手に近づき、審判旗を右手に持ち左拳を明確に頭上（目の位置より高く）に上げ、「変形な構え」が認められたため「指導」をとることを説明する。次に定位置に戻り審判旗を一方に持ち、宣告を行う側の選手に対し、指を揃え手の平を内側にして、指先で概ね選手の前垂を指すように腕を上げ、「指導」と発声し宣告を行う。

- (2) 「反則」をとる場合

「指導」と同じ要領で「反則」をとることを説明する。次に主審は定位置に戻り、他の反則と同じ要領で、旗を斜め下方に上げ、「反則〇回」と宣告する。

- (3) 確認事項

- ・1回目は「合議」の上「指導」、2回目以降は「合議」の上「反則」とする。
- ・「変形な構え」に対して打った左小手は有効打突の条件を充たしていればとる。

【掲示板への記入方法】

- (1) **指**：「指」の文字を掲示する。

「公正を害する変形な構え」の指導は1回のみ。次からは反則となり、掲示板の**指**は残し、▲（反則）を新たに掲示していく。

【「変形な構え」を指導・反則事項とした理由】

生涯剣道のために大切な基礎基本を身につけなければならない中学生の時期に防御の効率のみを優先して、左拳を極端に身体を中心から外して防御に頼ることは、剣道の正しい修得を妨げるものである。剣道は一方を防御すれば一方に隙が生じ、打つときは打たれるときである。その緊張感と迷いを鍛錬と経験則による瞬時の判断で拭ききって勝負に出るところに醍醐味がある。

したがって、特に「突き技」を禁止している中学生の試合では、三カ所を同時に防御するという「変形な構え」は、左手が定まらないという見苦しさだけでなく、心の面でも剣道の良さを否定することにつながるものである。更には、いたずらに試合時間を引き延ばす結果にもなっている。

以上の理由により（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部では「変形な構え」を指導・反則とした。

<上 段>

- ・上段の構えはとらせない。隻腕についてはその都度協議する。

隻腕についての共通理解事項

（平成23年度作成：日本中学校体育連盟剣道競技部）

各都道府県で、隻腕の競技者が確認された際は、速やかに専門委員長がブロック長へ報告するとともに、「構えが公正を害する行為」とならないように指導する。

○「構えが公正を害する行為」となるとは

片手上段で面を防御するとともに、竹刀の鍔元を所持して小手を防御し、一方の腕で（小手・袖等）で胴を防御するなど、三カ所を同時に防御することをいう。

○指導する理由

- ・中学生には「突き技」を禁止している。
- ・中段の構えにおいても「面」「小手」「胴」を同時に防御する「変形な構え」をとった場合は「指導」「反則」の対象となる。
- ・公平性、平等性等を考慮し、下記の指導をする。

○指導内容

- ・竹刀の柄頭を所持し構えるよう指導する。
- ・「鍔ぜり合い」及び「打つ直前」の鍔元所持は良い。

※上記の指導は大会直前では、競技者の身体的精神的負担が大きいため、極力早期に報告と指導を行い、監督や競技者が練習に生かせるよう配慮する。